

6 特集 施設入所等の経験のある子どもの死亡事例

これまで、本委員会における検証において把握された子ども虐待による死亡事例の中で、入所措置解除時に養育者や養育環境などについて、十分なアセスメントがなされぬまま家庭復帰した後、虐待が発生した事例が見受けられる。

本特集では、第10次報告から第12次報告までの心中以外の虐待死事例の中で、施設入所等の経験のある事例を検証することとした。

(1) 施設入所等の経験のある事例の概要

施設入所等の経験のある心中以外の虐待死事例について、第10次報告から第12次報告までの累計は14例（14人）であった。そのうち、複数回にわたり施設入所等の経験のある事例は4例（4人）であった。

表6-1-1 施設入所等の経験のある子どもの死亡事例概要（第10次から第12次報告）

	概要	年齢 性別	虐待者	施設種別	入所期間	家庭復帰から 発生までの期間
事例1	同居男性が本児に食事の後片付けをしておくよう指示したが、言いつけを守らなかったこと、睨んだことから暴行し、数時間後も暴力を続けた。 翌日嘔吐が見られ、意識がなくなったため、病院に搬送され、死亡が確認された。 本児は、実母のネグレクトにより施設入所していたが、自宅外泊中に「施設には絶対に戻らない」と言い、在宅生活していた。	14歳 女	同居男性	障害児入所施設	5年11か月	1か月後
事例2	実母がインスタント食品等やわずかなお金を置いて、本児と姉(14歳)を残し、長期間不在にした。 姉から「本児が衰弱している」と警察に緊急連絡があり、救急・警察により本児の死亡が確認された。 実母は過去にも本児を残し長期間自宅を不在にしていたため、本児らは施設入所していたが、実母からの要望を受け家庭復帰した。	3歳 女	実母	乳児院 (一時保護委託を含む)	2年3か月	10か月後
事例3	本児は、心肺停止の状態で救急搬送され、その後搬送先の病院で死亡した。死亡時、本児のあごの骨が折れていたほか、身体に殴られた痕が十数箇所認められた。 本児は、時々あざを作って保育所に通所したり、実母から本児の養育不安による保護を希望したため、一時保護となったことがあった。	5歳 男	実母 母の交際相手	一時保護所	3週間	—
				一時保護所	1か月	1か月後
事例4	精神疾患のある実母が養父を追い出し、本児と家に閉じこもり、児童相談所、市、保健所等が家庭訪問等を実施。警察とともに自宅へ立入調査し、本児が死亡しているのを発見した。	17歳 男	実母	障害児入所施設 (短期入所利用)	2週間	5か月後
事例5	実母が外出し、本児と弟、実父の3人で留守番していた時に、本児の様子がおかしいと実父が実母に連絡。病院に心肺停止の状態で救急搬送され、死亡が確認された。本児の頭蓋骨にひびが入っており、頭部に出血の跡が確認された。 病院から本児の頭部外傷について3回にわたる通告を受け、施設入所となり、地域での支援体制を構築し、家庭復帰となっていた。	2歳 男	実父	乳児院 (一時保護委託を含む)	1年2か月	1か月後
事例6	極低出生体重児で出生し、実母は重度の産後うつ病と診断されたため、育児困難をきたす恐れがあり乳児院に入所した。 その後、面会、外泊を繰り返していたが、実母が本児を車中に残したままパチンコ店へ行き、死亡させた。	5か月 男	実母	乳児院 (一時保護委託を含む)	1か月 (入所中)	4日後 (外泊中)
事例7	実母から自宅で頭部や腹部等に暴行を受け、その後自家用車で移動中に意識不明となり、救急搬送され死亡が確認された。 実母の家出や実父母の離婚により、養育困難にて施設入所していた。母方祖母宅で生活したが、実母と母方祖母による体罰があり施設入所したが、自宅外泊中に本児からの強い希望により家庭復帰した。	11歳 女	実母	乳児院 (一時保護委託を含む)	1日	—
				乳児院 児童養護施設	4年5か月	—
				一時保護所	3週間	1年9か月後
				児童養護施設	1年9か月	

	概要	年齢 性別	虐待者	施設種別	入所期間	家庭復帰から 発生までの期間
事例 8	乳児院からの家庭復帰2週間後に、実父からの暴行による外傷性くも膜下出血により死亡した。 生後3か月時に医療機関から乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)疑いで通告、生後6か月時に医療機関から大腿骨折で再度通告があり、施設入所となっていた。	2歳 男	実父	一時保護所 乳児院	2か月 1年5か月	2週間後
事例 9	自宅で実母が本児を突き飛ばし、頭蓋内損傷に基づく外傷性ショックにより死亡させた。 生後3か月時に医療機関からけいれん・意識障害で通告があり、転院時に一時保護委託し施設入所となった。2歳時に実母の希望や出産のため、一時保護をしていた。 実母は4年前にも大泣きした次兄(生後20日)を投げつけ急性硬膜下血腫をおわせた(生後10か月で死亡)。	3歳 男	実母	乳児院 (一時保護委託を含む)	1年	—
				一時保護所	1か月	—
				一時保護所	1か月	4か月後
事例 10	児童相談所から警察署へ行方不明を届け出ていた本児が、アパートにて遺体で発見された。 本児は、約10年前に児童相談所で迷子ケースで一時保護したが、それ以降、関係機関において所在の確認がされておらず、遺体発見時には死後7年以上が経過していた。	不明 男	実父	一時保護所	1日	2年後 (死亡推定)
事例 11	姉の出席状況等が悪いことから、養護教諭が姉から家庭状況を尋ねたところ、本児の名前が挙がらなかったと児童相談所が情報を入手し、立入調査を実施。その後、臨検捜索を実施したところ、部屋の中には誰もおらず、生活用品もなくなっていた。 警察により家族は発見されたが、本児については「1年前に遺体を埋めた」「朝起きたら死んでいた」と供述した。 本児、きょうだいはい、他県で一時保護され、転入後家庭復帰した。	3歳 男	実母 実父	一時保護所	1か月	1年後 (死亡推定)
事例 12	救急搬送先の医療機関で、乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)による呼吸停止により死亡した。硬膜下血腫が確認され、本児の額と顎に痣が見られた。 生後4か月時に医療機関から乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)の疑いで通告があり、施設入所となっていた。	1歳 女	不明	乳児院 (一時保護委託を含む)	7か月	2か月後
事例 13	父方祖父宅において、実母、父方叔母が本児の両足、両手首を縛り上げ、口にガムテープを貼り付けるなどの暴行を加え、死亡させた。 生後3か月時に実父の精神不安定な状態により、子育て短期支援事業(ショートステイ)利用から、施設入所となっていた。	3歳 女	実母 父方叔母	乳児院 (一時保護委託を含む)	1年1か月	1年9か月後
事例 14	実母が本児を「一緒にお風呂に入った後に意識を失った」と自ら病院へ搬送し、急性硬膜下血腫が確認され、5日後に死亡した。 本児出生後、安定した居宅や経済基盤が確保されていないため、一時保護となり、母方祖父母宅への家庭復帰となった。	4か月 女	実母	乳児院 (一時保護委託を含む)	1か月	3か月後

表6-1-2 退所の判断基準・退所時における児童相談所と関係機関との情報共有状況・

家庭復帰後の関係機関の関与状況（各事例ごと）（第10次から第12次報告）

区分		事例1	事例2	事例3		事例4	事例5	事例6	事例7			
(施設等入所回数)		(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(3)	
退所の判断基準	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である		●									
	(子どもが) 家庭復帰を望んでいる	●									●	
	(子どもの) 成長・発達が順調である			●								
	(保護者が) 精神的に安定している (必要に応じて医療機関との関わりがもてる)			●								
	親族から必要なときに援助が得られる						●			●		
	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている									●	●	
	公的機関等による支援体制が確保されている	●		●								
	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行なえる		●				●					
	その他							●				
	不明					●			●			
(退所時) 児童相談所と関係機関との情報共有	退所前に個別ケース検討会議を開催			●			●					
	退所後に個別ケース検討会議を開催											
	退所前に電話等により情報共有		●									
	退所後に電話等により情報共有	●				●					●	
	その他				●							
	情報共有なし							●				
	不明								●	●		
家庭復帰後の関係機関の関与状況	児童相談所	家庭訪問等の実施	●		●	●	●	●				●
		家庭訪問等の未実施(拒否等含む)										
		市町村等からの情報提供のみ		●								
		関与なし							●			
	市町村(虐待対応担当部署)		●	●	●	●	●					
	福祉事務所											
	保健所					●						
	市町村の母子保健担当部署				●		●					
	養育機関・教育機関	●	●	●		●	●				●	
	医療機関				●							
	警察			●		●						
	不明								●	●		

区分		事例8	事例9		事例10	事例11	事例12	事例13	事例14	
(施設等入所回数)		(1)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)	
退所の判断基準	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である						●	●		
	(子どもが)家庭復帰を望んでいる									
	(子どもの)成長・発達が順調である		●				●			
	(保護者が)精神的に安定している (必要に応じて医療機関との関わりがもてる)			●	●					
	親族から必要なときに援助が得られる	●							●	
	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている						●	●	●	
	公的機関等による支援体制が確保されている	●				●		●	●	
	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行なえる		●					●		
	その他									
不明										
(退所時)児童相談所と関係機関との情報共有	退所前に個別ケース検討会議を開催		●					●		
	退所後に個別ケース検討会議を開催								●	
	退所前に電話等により情報共有									
	退所後に電話等により情報共有			●	●		●			
	その他									
	情報共有なし	●				●	●			
	不明									
家庭復帰後の関係機関の関与状況	児童相談所	家庭訪問等の実施		●	●		●	●	●	●
		家庭訪問等の未実施(拒否等含む)	●			●				
		市町村等からの情報提供のみ								
		関与なし					●			
	市町村(虐待対応担当部署)		●	●	●		●	●	●	●
	福祉事務所						●		●	
	保健所									
	市町村の母子保健担当部署		●	●	●		●	●	●	●
	養育機関・教育機関		●	●	●			●	●	
	医療機関									
警察										
不明										

※「●」は、調査票に記載された事例概要等から読み取り、関連する項目に振り分けたもの。

① 死亡した子どもの年齢

死亡した子どもの年齢について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「3歳」が4人（28.6%）で最も多く、3歳以下が9人（64.3%）と6割を超えている。

表6-1-3 死亡した子どもの年齢（第10次から第12次報告までの累計）

年齢	人数	構成割合
0歳	2	14.3%
1歳	1	7.1%
2歳	2	14.3%
3歳	4	28.6%
4歳	0	0.0%
5歳	1	7.1%
6歳	0	0.0%
7歳	0	0.0%
8歳	0	0.0%
9歳	0	0.0%
10歳	0	0.0%
11歳	1	7.1%
12歳	0	0.0%
13歳	0	0.0%
14歳	1	7.1%
15歳	0	0.0%
16歳	0	0.0%
17歳	1	7.1%
不明	1	7.1%
計	14	100.0%

② 死亡につながった虐待の種類

死亡につながった虐待の種類について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「身体的虐待」が9人（64.3%）、「ネグレクト」が4人（28.6%）であった。

表6-1-4 虐待の種類（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
身体的虐待	9	64.3%
ネグレクト	4	28.6%
不明	1	7.1%
計	14	100.0%

③ 主たる虐待者

主たる虐待者について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「実母」が6人(42.9%)、「実父」が3人(21.4%)であった。

表6-1-5 主たる虐待者(第10次から第12次までの累計)

区分	人数	構成割合
実母	6	42.9%
実父	3	21.4%
実母と実父	1	7.1%
実母と母の交際相手	1	7.1%
実母と母方叔母	1	7.1%
その他(同居男性)	1	7.1%
不明	1	7.1%
計	14	100.0%

④ 入所した施設等の種別

入所した施設等の種別について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「乳児院(一時保護委託を含む)」が9人(64.3%)と最も多く、次いで「一時保護所」が6人(42.9%)であった。

表6-1-6 入所した施設等の種別(複数回答)

区分		第10次 (7人)	第11次 (1人)	第12次 (6人)	計 (14人)
一時保護所	人数	2	1	3	6
	構成割合	28.6%	100.0%	50.0%	42.9%
児童養護施設(一時保護委託を含む)	人数	1	0	0	1
	構成割合	14.3%	0.0%	0.0%	7.1%
乳児院(一時保護委託を含む)	人数	4	1	4	9
	構成割合	57.1%	100.0%	66.7%	64.3%
障害児入所施設(短期入所利用を含む)	人数	2	0	0	2
	構成割合	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%

(2) 施設等入所から家庭復帰までの状況^{注1)}

① 入所の経緯

施設等の入所の経緯について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「養育者からの身体的虐待」が6人(42.9%)、「養育者からの相談・依頼」が4人(28.6%)であった。「その他」には、「実母の出産」や「迷子による一時保護」がみられた。

表6-2-1 入所の経緯(複数回答)(第10次から第12次報告までの累計)

区分	施設入所等経験あり(14人)	
	人数	構成割合
養育者からの身体的虐待	6	42.9%
養育者からのネグレクト	2	14.3%
養育者の疾患等	3	21.4%
養育者からの相談・依頼	4	28.6%
不安定な居住環境	1	7.1%
その他	3	21.4%

② 入所期間

施設等の入所期間について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、施設入所経験のある11人のうち、「1年～3年未満」が6人(54.5%)と最も多かった。

また、一時保護所入所経験のある6人のうち、「1か月～2か月未満」が5人(83.3%)と最も多かった。

^{注1)} (2)施設等入所から家庭復帰までの状況「①～⑥」については、調査票に記載された事例概要等から読み取り、関連する項目に振り分けた。

表6-2-2 入所期間（複数回答）（第10次から第12次報告までの累計）

区分	施設入所経験あり(11人)		保護所入所経験あり(6人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
1週間以内	1	9.1%	1	16.7%
1週間～1か月未満	1	9.1%	2	33.3%
1か月～2か月未満	2	18.2%	5	83.3%
2か月～半年未満	0	0.0%	0	0.0%
半年～1年未満	1	9.1%	0	0.0%
1年～3年未満	6	54.5%	0	0.0%
3年以上	2	18.2%	0	0.0%

③ 退所の判断基準

施設等の退所における判断基準について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、児童相談所等の「公的機関等による支援体制が確保されている」が6人（42.9%）、「経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている」が5人（35.7%）であった。「その他」には、「外泊中の発生事案」がみられた。

表6-2-3 退所の判断基準（複数回答）（第10次から第12次報告までの累計）^{注2)}

区分	施設等入所経験あり(14人)	
	人数	構成割合
面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である	3	21.4%
(子どもが)家庭復帰を望んでいる	2	14.3%
(子どもの)成長・発達が順調である	3	21.4%
(保護者が)精神的に安定している(必要に応じて医療機関との関わりがもてる)	3	21.4%
親族から必要なときに援助が得られる	4	28.6%
経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている	5	35.7%
公的機関等による支援体制が確保されている	6	42.9%
支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行なえる	4	28.6%
その他	1	7.1%
不明	2	14.3%

注2) 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付雇児総発0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）にて取りまとめた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」の「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（別表）」をもとに振り分けた。

④ 退所時における児童相談所と関係機関との情報共有

退所時における児童相談所と関係機関との情報共有について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「退所後に電話等により情報共有」が6人(42.9%)であり、退所前または退所後に関係機関が集まり、個別ケース検討会議を開催している事例は5人(35.7%)であった。

また、個別ケース検討会議や電話連絡等も実施していない「情報共有なし」が4人(28.6%)であった。

表6-2-4 退所時における児童相談所と関係機関との情報共有状況(複数回答)

(第10次から第12次報告までの累計)

区分	施設入所等経験あり(14人)	
	人数	構成割合
退所前に個別ケース検討会議を開催	4	28.6%
退所後に個別ケース検討会議を開催	1	7.1%
退所前に電話等により情報共有	1	7.1%
退所後に電話等により情報共有	6	42.9%
その他	1	7.1%
情報共有なし	4	28.6%
不明	2	14.3%

⑤ 家庭復帰後の関係機関の関与状況

家庭復帰後の関係機関の関与状況について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「児童相談所」が「家庭訪問等を実施」した事例が9人(64.3%)であり、「児童相談所」の「関与なし」事例も2人(14.3%)であった。

「児童相談所」の「関与なし」事例は、自宅へ外泊中に発生した事例、調査継続として家庭訪問を実施する方針であったが実施されなかった事例であった。

また、「市町村(虐待対応担当部署)」が関与した事例が9人(64.3%)、「養育機関・教育機関」が関与した事例が8人(57.1%)、「市町村の母子保健担当部署」が関与した事例が7人(50.0%)であった。

表6-2-5 家庭復帰後の関係機関の関与状況（複数回答）（第10次から第12次報告までの累計）

※施設等入所が複数回ある場合は直近の家庭復帰後の関与状況について計上

区分		施設入所等経験あり(14人)	
		人数	構成割合
児童相談所	家庭訪問等の実施	9	64.3%
	家庭訪問等の未実施(拒否等含む)	2	14.3%
	市町村等からの情報提供のみ	1	7.1%
	関与なし	2	14.3%
市町村(虐待対応担当部署)		9	64.3%
福祉事務所		2	14.3%
保健所		1	7.1%
市町村の母子保健担当部署		7	50.0%
養育機関・教育機関		8	57.1%
医療機関		1	7.1%
警察		1	7.1%

⑥ 家庭復帰から死亡事例発生までの期間

家庭復帰から死亡事例発生までの期間について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「1か月～3か月未満」及び「1年以上」がそれぞれ4人(28.6%)であり、最も短い期間は外泊中に発生した事例である「4日後」であった。

表6-2-6 家庭復帰から死亡事例発生までの期間（第10次から第12次報告までの累計）

※施設等入所が複数回ある場合は直近の家庭復帰から死亡事例発生までの期間について計上

区分	人数	構成割合
1週間未満	1	7.1%
1週間～1か月未満	1	7.1%
1か月～3か月未満	4	28.6%
3か月～半年未満	3	21.4%
半年～1年未満	1	7.1%
1年以上	4	28.6%
計	14	100.0%

(3) 関係機関における関与・対応状況

① 児童相談所における虐待についての認識

児童相談所における虐待についての認識について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「虐待の認識はなかった」が6人(42.9%)、「虐待の認識があり、対応していた」「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」がそれぞれ4人(28.6%)であった。

表6-3-1 児童相談所における虐待についての認識（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
虐待の認識があり、対応していた	4	28.6%
虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった	4	28.6%
虐待の認識はなかった	6	42.9%
計	14	100.0%

② 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況

児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「行わなかった」が8人(57.1%)、「行った」が6人(42.9%)であった。

表6-3-2 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況（複数回答）

（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
行った	6	42.9%
行わなかった	8	57.1%
計	14	100.0%

③ 児童相談所による最終安全確認の時期

児童相談所による最終安全確認の時期について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「死亡前の1週間～1か月未満」が5人(35.7%)、「死亡前の1か月～3か月未満」が4人(28.6%)であった。

表6-3-3 児童相談所による最終安全確認の時期（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
死亡前の1週間未満	2	14.3%
死亡前の1週間～1か月未満	5	35.7%
死亡前の1か月～3か月未満	4	28.6%
死亡前の3か月～半年未満	0	0.0%
死亡前の半年以上	3	21.4%
計	14	100.0%

④ 市町村（虐待対応担当部署）における虐待についての認識

市町村（虐待対応担当部署）における虐待についての認識について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が7人（50.0%）、「虐待の認識があり、対応していた」が3人（21.4%）であり、市町村（虐待対応担当部署）の「関与がなかった」事例も3人（21.4%）であった。

表6-3-4 市町村（虐待対応担当部署）における虐待についての認識

（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
虐待の認識があり、対応していた	3	21.4%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	7	50.0%
虐待の認識はなかった	1	7.1%
関与がなかった	3	21.4%
計	14	100.0%

⑤ その他の関係機関における虐待についての認識

児童相談所と市町村（虐待対応担当部署）を除いた、その他の関係機関の関与の状況及び虐待の認識について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「医療機関」は、虐待の認識がありながら関与していた「関与あり／虐待の認識あり」の事例が8人（57.1%）と他の機関と比較して最も多かった。

また、「市町村の母子保健担当部署」について、「関与あり／虐待の認

識なし」及び「関与あり／虐待の認識あり」がそれぞれ6人（42.9%）と他の機関と比較すると多かった。

表6-3-5 その他の関係機関における虐待についての認識（第10次から第12次報告までの累計）

区分		施設入所経験あり(14人)			
		関与なし	関与あり		不明
			虐待の認識なし	虐待の認識あり	
福祉事務所	人数	7	4	3	0
	構成割合	50.0%	28.6%	21.4%	0.0%
家庭児童相談室	人数	10	1	2	1
	構成割合	71.4%	7.1%	14.3%	7.1%
児童委員	人数	9	1	3	1
	構成割合	64.3%	7.1%	21.4%	7.1%
保健所	人数	10	2	1	1
	構成割合	71.4%	14.3%	7.1%	7.1%
市町村の 母子保健担当部署	人数	2	6	6	0
	構成割合	14.3%	42.9%	42.9%	0.0%
養育機関・教育機関	人数	6	4	4	0
	構成割合	42.9%	28.6%	28.6%	0.0%
医療機関	人数	3	1	8	2
	構成割合	21.4%	7.1%	57.1%	14.3%
助産師	人数	13	0	0	1
	構成割合	92.9%	0.0%	0.0%	7.1%
警察	人数	6	3	5	0
	構成割合	42.9%	21.4%	35.7%	0.0%
婦人相談所	人数	11	2	1	0
	構成割合	78.6%	14.3%	7.1%	0.0%

⑥ 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「検討あり（要保護児童）」が6例（42.9%）、「検討なし」が8例（57.1%）であった。

表6-3-6 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討状況

（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
検討あり(要保護児童)	6	42.9%
検討なし	8	57.1%
計	14	100.0%

⑦ 本事例において危機感を持つべきだったと思われる時期

事件発生後、各関係地方公共団体職員が各事例において危機感を持つべきだったと思われる時期について、第10次報告から第12次報告までの累計をみると、「死亡前の1週間～1か月未満」が5人（35.7%）と最も多く、「死亡前の1か月～3か月未満」「死亡前の半年以上」がそれぞれ3人（21.4%）であった。

表6-3-7 本事例において危機感を持つべきだったと思われる時期

（第10次から第12次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
死亡前の1週間未満	1	7.1%
死亡前の1週間～1か月未満	5	35.7%
死亡前の1か月～3か月未満	3	21.4%
死亡前の3か月～半年未満	2	14.3%
死亡前の半年以上	3	21.4%
計	14	100.0%

(4) 施設入所等の経験のある事例の考察

① 子どもの年齢

死亡時点における子どもの年齢について、心中以外の虐待死事例全体の傾向と同様、3歳以下が高い割合を占めている。

乳幼児期は愛着関係や基本的な信頼関係が形成される重要な時期である。この時期に入所することにより、家族、特に母親との愛着形成の遅れがみられ、母親、家族の育児技術の習得の遅れや育児不安等もみられる。

これらを踏まえ、乳幼児期、特に3歳以下の子どもの家庭復帰については、慎重に検討するとともに、家庭復帰する際は、分離により阻害されていた愛着形成を図る支援を時間をかけて行うことが重要であり、市町村の虐待対応担当部署や母子保健担当部署等と連携を図り、家族からの相談に応じる体制を整備することも必要である。

② 入所期間

施設入所等の経験のある事例の中で、入所期間について、施設においては「1年～3年未満」が6人と最も多く、一時保護所では、「1か月

～2か月未満」が5人と最も多かった。最も短い入所期間は1日間、最も長い入所期間は5年11か月間であった。

入所期間にかかわらず、家庭復帰後に起こり得る虐待発生リスクについて、慎重かつ丁寧なアセスメントを行うことが必要である。

③ 退所の判断基準

施設等の退所における判断基準について、児童相談所等の「公的機関等による支援体制が確保されている」が6人であった。その中で、家庭復帰後、児童相談所の家庭訪問や面接を拒否している事例もみられた。家庭復帰後に児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になる場合は、子どもにとっての危機のサインであると考え、再度の入所措置について速やかに検討すべきである。

④ 退所時における児童相談所と関係機関との情報共有

退所時における児童相談所と関係機関との情報共有について、退所前または退所後に個別ケース検討会議を開催し、情報共有した事例は5人であった。また、情報共有をしていない事例は4人であった。

入所措置解除の決定に際しては、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を必ず開催し、関係する諸機関に周知し、家庭復帰後の支援のあり方を検討しておくことが必要である。

⑤ 家庭復帰後の関係機関の関与状況

施設等退所後に児童相談所が家庭訪問等を実施して支援していた事例は9人であり、家庭訪問等を予定していたが拒否等で実施できなかった事例や市町村等からの情報提供のみで対応していた事例、関与していなかった事例等、児童相談所が直接関わっていない事例が5人であった。

家庭復帰した事例に関しては、特に、一定の期間は、きめ細かに当該家庭への支援や子どもの安全確認を行うとともに、関係機関が当該家庭への援助方針や互いの役割について共通認識を持ち、緊密に連携することが重要である。

⑥ 家庭復帰から死亡事例発生までの期間

家庭復帰から死亡事例発生までの期間について、「1か月～3か月未満」が4人と最も多く、家庭復帰から半年未満に死亡している事例は9

人と6割を超えていた。最も短い期間は外泊中に発生した事例である4日後、最も長い期間は2年後であった。

家庭復帰後の生活の中では、それまでの施設内プログラムの中で顕在化していなかった課題が新たに現れる可能性を想定しておかなければならない。家族関係の変化や養育環境の変化は虐待の再発につながりやすい要因となるため、特に留意して把握する必要がある。

そのため児童相談所は、家庭復帰から少なくとも6か月間程度はとりわけリスクが高まる期間として、養育状況を把握するとともに、必要な援助を実施しなければならない。

⑦ 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

施設入所等の経験のある事例の中で、要保護児童対策地域協議会において検討されていた事例は6人のみであった。

要保護児童対策地域協議会の関係機関は、家族に関する様々な情報を有している。重要な資源を把握し、つながりを維持するためには、要保護児童対策地域協議会と連携することが有効である。

一方、子どもが施設入所すると、地域では子どもの存在への意識が希薄になりやすい。しかしながら、子どもが一時帰宅することもあり、また家庭引き取りとなって再び地域で暮らすことも考えられる。

当該事例の中で、自宅に外泊中に死亡した事例も含まれている。児童相談所は、施設入所中にも、子どもと家族の状況を要保護児童対策地域協議会に報告し、外泊を実施する前には地域の関係機関に連絡し、必要に応じて協力を得られるようにしておく必要がある。